

よくあるお問い合わせ（Q&A）

Q1 日本中央競馬会畜産振興事業とはどのような事業ですか？

（答）

1. 我が国の畜産は、家畜の繁殖・育成・肥育と、肉・乳・卵・蜂蜜などの畜産物の生産を目的としたものであり、日常の食生活を支え、豊かにする「美味しさ」を与えてくれるとともに、たんぱく質等の様々な栄養素の供給、また、地域の活性化や国土の保全等の多面的機能の発現、更には資源循環等といった重要な役割・機能を果たしています。
2. 日本中央競馬会畜産振興事業は、日本中央競馬会法(以下「競馬会法」という。)第19条第4項に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、日本中央競馬会法施行規則第2条の7に規定されている事業に対し、日本中央競馬会(以下「JRA」という。)がその事業費を助成することとしています。

【日本中央競馬会法施行規則第2条の7に規定されている事業】

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
- (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
- (3) 生乳の生産の合理化のための事業
- (4) 家畜衛生の向上のための事業
- (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
- (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
- (7) 次に掲げる事業であって、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業

3. ただし、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、国の基本方針に基づく基幹的な事業、又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとしています。（公募要領の「4. 事業要件 (1)」参照。）

Q2 30年度第2回はどのような事業が助成の対象となりますか？

（答）

1. 平成30年度第2回において畜産振興事業として助成する事業は、公募要領「3. 公募する事業」に即したものであって、かつ、公募要領「4. 事業要件 (2)」に適合するものとなります。

2. 公募要領の「4. 事業要件 (2) 助成対象とする事業の要件」は、以下のとおりです。

助成対象とする事業は、施行規則第2条の7第1号から第7号に適合し、次の要件を満たすものとします。

- ① 事業の必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあっては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあっては、高い事業効果（成果）を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑤ 国の基本方針との整合性を有するものであること。
- ⑥ 事業の目的が達成される事業内容となっていること。
- ⑦ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓蒙活動等のみでないこと。
- ⑧ 調査研究そのものは外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。
- ⑨ 研究開発事業にあっては、新規性、先導性が認められること。
- ⑩ 専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。

Q3 どのような者が応募できますか？

(答)

1. 限りある財源を効率的に活用し、畜産振興事業について一層の成果を得るため、応募者間の競争性を高め、より良い事業が選定されるよう、幅広く募集することとしています。
2. 具体的には、農業協同組合等の農林漁業者を構成員とする団体、事業協同組合、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人に加え、大学、高等学校、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)も応募が可能です。(公募要領「5. 応募者の要件」参照。)
なお、株式会社や有限会社などの営利企業、個人は応募できません。また、国・地方公共団体の機関や独立行政法人も対象外となります。
3. ただし、助成を受けることのできる団体は、助成事業(その自己評価を含む。)及び経理事務の実施能力・体制を具備していること、事業成果の公益利用を認め、その積極的な普及に努めること等の要件(公募要領「5. 応募者の要件 (2)」)を満たすことが必要となります。
4. なお、JRA理事長が特に認める民間団体とは、公募要領第5の応募者の要件の(1)の①から⑦の共同体、中小企業等協同組合のうちの事業協同小組合、事業協同組合連合会並びに技術研究組合などです。

Q4 複数の事業を応募できますか？

(答)

1. 複数の事業の応募は可能です。但し、全て採択された場合にも確実に事業を実施できるエフォート配分となるようにして下さい。

Q5 複数の者が共同して事業を実施することはできますか？

(答)

1. 複数の者が共同して1事業を実施することは可能です。この場合、事業全体の進捗管理、共同実施者間の調整等を行う者が代表して応募する必要があります。
2. 複数の者が共同して事業を実施する場合は、公募要領10. (1) 【応募書類】のうち「○提案書—③様式3号：事業実施体制」に共同実施の構成・役割を記載するとともに、「○応募者の概要」の⑧から⑩の書類については、共同実施者分の書類も提出して下さい。

Q6 補助率や助成対象はどうなっていますか？

(答)

1. 公募要領別紙1「平成30年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ」に該当する案件の補助率は、8/10以内とし、助成金の上限金額は単年度当たり4千万円としています。このうち、助成金額が4百万円以下の案件については、少額案件として、補助率を9/10以内とすることとしています。
2. ただし、応募する案件が、別紙1の2「公募する事業テーマのうち重点的に対応する事項」に該当する場合については、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしました。このうち、(1)、(2)、(5)、(6)及び(7)の項目については、助成金の上限についても一律に定めず事業内容によって設定できることとして、(3)及び(4)の項目については、助成金の上限金額を4千万円としています。
3. また、高等学校又は大学(大学共同利用機関を含む。)が応募者として行う畜産振興事業についても、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。
4. なお、上記の1～3に関わらず、「機械・施設等の整備」(取得金額が50万円以上のもの)については、原則、補助率を5/10以内とすることとしています。ただし、重点的に対応する事項の(1)及び(7)のうち、特に公益性、公共性が高いことが明確であるものについては、補助率を一律に定めず事業内容によって設定できることとしています。
5. 助成対象となる経費については、別紙2のとおりとして、畜産振興事業の実施に直接必要となる経費に限ることとしています。したがって、事務所借料等、応募者が組織を運営するのに当然必要な経費については、助成の対象としていません。

Q7 助成金はどのような手続きにより受け取るのですか？

(答)

畜産振興事業についての助成業務は、競馬会法第19条第4項に基づき、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人(以下「特定法人」という。)が行うことになります。(平成30年度は、(公財)全国競馬・畜産振興会が行います。)

助成対象となった事業実施主体においては、事業の実施に必要な申請書等を作成し、特定法人に対して助成金の交付を申請することになります。特定法人では申請内容を確認の上、交付決定します。(複数年度にわたる事業にあつては、毎年度申請、交付決定となります。)助成金の概算払いが必要な場合は、概算払い請求書の提出が必要です。

Q8 助成金の取扱いにはどのようなことが求められますか？

(答)

畜産振興事業の助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」が適用されます。事業の適正な実施にあたって細心の注意が求められます。また、特定法人による助成金の執行等に関する監査が行われます。

Q9 事業実施期間についてはどうなっていますか？

(答)

1. 事業実施期間については、事業成果の早期発現の観点から、原則として単年度です。
2. ただし、事業の内容から、複数年度の実施期間が必要であるとの特別な理由(必要性及び緊急性)があるものは、事業実施期間の設定の妥当性について厳密な審査を行った上で、は最長3年を限度として複数年度の実施期間を認める場合があります。

Q10 応募後の審査等のスケジュールはどうなっていますか？

(答)

公募期間終了後、応募のあった事業については、JRAに設置される外部有識者等による畜産振興事業審査委員会において審査され、所要の手続きを経て、8月上旬頃に採択事業を決定し、その結果を応募者に通知します。(ただし、法人格等の応募者要件の適否等にかかる結果は、事前に通知します。)

採択後、助成金の交付申請書等の提出を受け、助成金の交付決定を経て、8月から事業開始を予定しています。ただし、やむを得ない事情により遅れることがあります。

審 査	: 平成30年 7 月中
採択事業の決定	: 平成30年 8 月上旬
助成金交付申請書等の提出	: 平成30年 8 月頃
助成金交付決定 (事業の開始)	: 同 上

Q11 事業の成果に関する権利は誰にありますか？

(答)

助成対象事業の実施により得た特許権等の知的財産権等の成果については、事業実施主体に帰属することになります。知的財産権の取得を申請する際には、書面によりその旨を遅滞なく、特定法人に報告願います。

なお、取得した知的財産権の実施や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、助成額の全部又は一部に相当する金額について、納付を求めることとなります（収益納付）。

Q12 事業の成果について、公表する場合はどのようにすれば良いですか？

(答)

1. J R Aは、競馬の売上の一部を財源として助成事業を行っており、その成果については、社会に対する積極的な情報発信が不可欠と考えております。
2. そのため、事業実施主体におかれては、積極的な情報発信を行っていただくとともに、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット及びシンポジウム等で公表する場合には、J R Aの助成によるものであることが分かるように、所定のロゴマークを用いて助成表示を行っていただくこととなります。

Q13 過去の助成事業はどのようなものがありますか？

(答)

J R Aのホームページのトップページから「企業情報」→「畜産振興への取り組み」の順にクリックしていただきますと、過去に助成を受けた畜産振興事業の概要がご覧いただけます。